

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程の一部改正 新旧対照表(案)

新	旧	改正理由等
<p>(施行期日等)</p> <p>1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第9条第7項の規定は、平成31年1月1日から施行する。</p> <p>(略)</p> <p>3 <u>削除</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(施行期日等)</p> <p>1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第9条第7項の規定は、平成31年1月1日から施行する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(特別調整手当に関する特例)</u></p> <p>3 <u>第13条第2項の規定にかかわらず、神奈川県立がんセンターの重粒子線治療及び放射線治療に携わる医師に限り、月額30万円を超えない範囲内で理事長が定める額とすることができる。</u></p>	<p>・がんセンターの重粒子線治療等の診療提供体制が安定化し、所期の目的を達成したことから、医師に限った特例を終了するための改正</p>